

## 社会福祉法人小袖保育会 役員・評議員報酬、旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小袖保育会(以下「法人」という。)の役員等の報酬及び旅費に関する事項を定めるものである。

### (役員)

第2条 この規程の役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 幹事
- (3) 評議員
- (4) 法人の業務により出張を依頼した者(評議員選任・解任委員、第三者委員等)

### (会議)

第3条 法人の開催する会議は、次のとおりとする。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 上記のほか、法人が主催し役員等が出席する会議

### (報酬)

第4条 役員等の報酬は無報酬とする。

- 2 ただし法人業務を行う場合はその費用を弁償する。

### (旅費)

第5条 法人が開催する会議に役員等が出席した場合は、旅費として3,000円を支給する。

- 2 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、旅費として3,000円支給する。
- 3 役員等が法人の業務のため宿泊を伴う出張をする場合は下記のとおり、旅費を支給することができる。

区 分	金 額	備 考
交 通 費	実 費	鉄道賃、バス賃、航空賃
日 当	県内 1,600 円	職員の旅費規程を準用する。
	県外 2,000 円	
宿 泊 費	県内 7,500 円	領収書添付の場合は実費支給とする。
	県外 9,000 円	

※ただし交通費の実費が費用弁償を超える場合は職員(旅費規程)に基づき旅費を支払うことができる。この場合費用弁償は行わない。

(支給方法)

第6条 旅費の支給方法は、会議等の都度現金で支給する。

(旅費の調整)

第7条 予算上、その他特別に必要がある場合には、出張に要した実費を超える部分については全部または一部を減額して支給することができる。

附則

1. この規程は平成7年9月1日から施行する。
2. この規程は平成26年10月1日から改正施行する
3. この規程は役員の費用弁償に関する規定から役員・評議員報酬・旅費規程に改名し内容も改正して平成30年5月28日から施行する